

○丹波篠山市後援名義の使用許可に関する要綱

平成11年4月1日

要綱第7号

改正 平成21年3月30日要綱第15号

平成21年8月31日要綱第62号

平成24年7月30日要綱第64号

平成31年3月29日要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について丹波篠山市の後援名義の使用の許可を行う場合の処理に関して、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 市長は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義の使用許可を行うものとする。

- (1) 市施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 市民一般を対象とするもの
- (3) 団体若しくはその機関又はこれらの長が主催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、後援名義の使用許可を行わないものとする。

- (1) 専ら営利を目的としたもの及びこれに類すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等を目的としたもの又はこれに類すると認められるもの
- (3) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのあるもの
- (4) 暴力団を利することとなると認められるもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(申請手続)

第3条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）を当該行事に関する事務を所掌する部署に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催団体名
- (6) その他必要な事項（他の後援の依頼先、入場料、収支予算書、行事の実施責任者等）

2 前項の申請書の提出を受けた部署は、企画総務部総務課に合議をしなければ

ばならない。ただし、市の後援名義を前年度に使用したことがある場合は、企画総務部総務課への合議は要しないものとする。

(許可の通知)

第4条 市長は、第2条の許可をしたときは、許可をした旨の通知(様式第2号)を申請者あて送付するものとする。

(不許可の通知)

第5条 市長は、後援名義の使用が適当でないと認めるときは、不許可をした旨の通知(様式第3号)を申請者あて送付するものとする。

(許可の取消し)

第6条 市長は、第2条の許可を行った後に、行事が同条の許可の基準に反することとなった場合には、当該許可を取り消すものとする。

(実施報告)

第7条 第2条の許可を受けた者は、行事の終了後、速やかに行事实施報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の日の前日までに合併前の篠山町後援名義の使用許可に関する要綱(平成6年篠山町要綱第5号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月30日要綱第15号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月31日要綱第62号)

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成24年7月30日要綱第64号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日要綱第19号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

団体所在地
申請団体名
代表者職氏名

印

市後援名義使用の許可について

下記の事業を開催するに当たり、標記のことについて許可をいただきたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

名 称			
目 的			
実 施 日 時			
実 施 場 所			
主 催 団 体 名	※共催含む。		
他の後援申請先			
入 場 者 数		入 場 料	
連 絡 先	住所、氏名（団体名、職名含む。）、電話番号		

添付書類

- 1 行事説明書（実施要領、募集要項等）
- 2 収支予算書（新規申請の場合と入場料があるものはすべて必要）
- 3 団体概要（会費、会員等）
- 4 返信用封筒（切手貼付のこと。）

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市長

市後援名義使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった下記事業に係る後援名義の使用については、下記のとおり許可することとしたので、丹波篠山市後援名義の使用許可に関する要綱第4条の規定により通知いたします。

記

名 称

実施日時

実施場所

その他

- 1 行事終了後速やかに、別紙により実施報告書を提出すること。
- 2 経費は、すべて主催者側が負担すること。
- 3 申請後事業計画に変更があるときは、直ちに届け出ること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

丹波篠山市長

市後援名義使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった標記のことについて、下記理由により不許可としたので、丹波篠山市後援名義の使用許可に関する要綱第5条の規定により通知いたします。

記

名 称

実施日時

実施場所

理 由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

団体所在地
申請団体名
代表者職氏名 印

行事実施報告書

貴市の後援名義使用の許可を受けて開催した行事について、下記のとおり実施結果を報告いたします。

記

名称	
目的	
実施日時	
実施場所	
主催団体名	
後援団体名	
実施の状況 (参加者等)	

※プログラム等の資料を添付してください。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)